

○財務省告示第二百三十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年六月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法
利付国庫債券（五年）（第一百十二回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第六十条第九項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札発行という。）、価格競争	争入札発行」という。）、価格競争入札発行という。）、価格競争

五

方募

非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
価	・	別	債	発	競	札	格	入	決
格	第	参	市	行	争	発	競	決	定
競	I	加	場	入	入	行	争	の	

込募各割各各  
 み限国り申の申  
 の度債市当ての  
 応額市場。の  
 募範特。の  
 額を内参加者  
 割に。お  
 り。各  
 当。各  
 て。各  
 る。各  
 。各  
 申。各

争市る参てし  
 入場も加、た  
 札特の者、後  
 発別によごに  
 行参加るに  
 一。者。行  
 と。第。行  
 いう。第。行  
 。第。行  
 二。第。行  
 非。第。行  
 価。第。行  
 格。第。行  
 競。第。行

六

イ

発

争入及市参別債行争  
札入び及市参別債行争  
発札格第II加場び札  
行争額行争非者特国発

六十にる四億いに措必の算千額発律のに億つ定う円額  
十二て基法年二て基置要た分二面行第公必五いにち面金  
二億はづ律度千はづ法なめ、十金し二債要千て基、金額  
条九、き第予五、き第財の東万額た条のな人はづ財額  
第百額発四算百額発六源施日円(一付一行源八額、き政で  
一四面行十分四面行十の策本(一付一行源八額、き政で  
項十金し六、十金し九確を大平兆国項のの十面行第兆  
の五額た条特万額た条保実震成八債の特確万金し四千  
規万で利第別円(四付四項するたの年九て基するた運十債の  
定円二千国債のに成六債のるたの年九て基するた運十債の  
に、千人債のに成六債のるたの年九て基するた運十債の  
基同八債のに成六債のるたの年九て基するた運十債の  
づ法百に規関二十に規特め復度億はづるた運十債の  
き第二つ定す十一つ定別に興予六、き法め営九に規





十四	後	償還	償還	元	払	入	者	払
第二期	の	金	金	利	場	札	払	込
以	子	額	額	支	所	参	者	期
			限	加	加	加	日	日
毎年六月二十日及び十二月二十	日を	平	る	日	財	平		
日	を	成	利	本	務	成		
及び	支	三	子	銀	大	二		
十二月	払	十	を	行	臣	十		
二十	と	年	支		か	五		
	し	六	払		ら	年		
	、	月	う		通	六		
	各	二	。前		知	月		
	支	十	六		を	二		
	払	日	月		受	十		
	期	百	間		け	日		
	に	円	に		た			
	お		属		者			
	す		す					

規定する期日について同じ。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$